

～ 賃貸契約の際の保証会社に払う初回保証料を助成します ～

高齢者等家賃等債務保証制度

保証人を見つけることができないために民間賃貸住宅へ入居することが難しい高齢者、障害者及びひとり親世帯を対象に、家賃債務保証業者が保証人の代わりに家賃等の債務を保証し、区はその保証料の一部を助成します。

【対象世帯】

次の1から7のすべてに当てはまる方

1 次のいずれかに当てはまる世帯であること。

○高齢者世帯

65歳以上のひとり暮らしの方又は65歳以上の方と60歳以上の方だけで構成される世帯

○障害者世帯

身体障害者手帳4級以上の方、精神障害者保健福祉手帳3級以上の方又は愛の手帳3度以上の方を含む世帯

○ひとり親世帯

18歳未満の子どもを扶養しているひとり親（養育者を含む）世帯

2 墨田区内に引き続き1年以上居住していること。

3 墨田区内の民間賃貸住宅へ転居すること。

4 緊急連絡先があること。

5 保証人がいないこと。

6 生活保護法に規定する扶助又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する給付を受けていないこと。

7 利用する家賃債務保証業者が必要と認める条件を満たすこと。

【この制度で利用可能な家賃債務保証業者】

1 国土交通省の「家賃債務保証業者登録制度」により登録されている家賃債務保証業者

2 区と協定を結んだ家賃債務保証業者で、次の①又は②のいずれかの保証委託を不動産店で利用することができる場合

① 日本セーフティー株式会社の「賃貸保証委託（行政支援制度用）」

② 株式会社宅建ブレインズの「居住用保証委託（墨田区高齢者等家賃債務保証制度用）」

【保証内容・範囲（立替払）】

次の範囲において債務を保証します。葬儀は行いません。保証限度額（立替払の金額）及び保証期間は利用する保証委託によってそれぞれ異なります。

1 賃料等（賃料、共益費、管理費、駐車場代）

2 残置家財等の撤去に要する費用（行方不明・死亡の場合）

3 原状回復に要する費用（行方不明・死亡の場合）

4 訴訟等法的手続に要する費用



【申請から助成までの流れ】

1 住宅課（区役所9階）にて申請を受付しています。次の[A]又は[B]の制度のいずれかを選択してください。申請する方が対象世帯であることを確認の上、関係書類をお渡しします。

A 国土交通省の「家賃債務保証業者登録制度」により登録されている家賃債務保証業者を利用する場合

現在登録されている家賃債務保証業者の一覧をお渡しします。不動産店で利用可能な家賃債務保証業者であれば、制度を利用することができます。

B 区と協定を結んだ家賃債務保証業者を利用する場合

次の①、②のいずれにも当てはまる場合に制度を利用することができますので、不動産店にご確認ください。当てはまる場合は、利用する保証業者の保証委託申込書及び同意書を区からお渡ししますので、それぞれご記入の上、協力不動産店にご提出ください。

① 日本セーフティー株式会社の「賃貸保証委託（行政支援制度用）」又は株式会社宅建ブレインズの「居住用保証委託（墨田区高齢者等家賃債務保証制度用）」が利用可能な不動産店（協力不動産店）であること。

② 保証料が月額賃料等の合計額の30%の額（最低限度額1万5千円）となっていること。

2 契約締結後、住宅課にご連絡ください。必要書類をお渡しします。

3 住宅課に次の書類をご提出ください。提出された書類を確認し、内容に問題がなければ助成決定通知をお送りします。

① 保証料助成申請書（第1号様式）

② 保証料助成金交付請求書（第4号様式）

③ 支払金口座振替依頼書

④ 転居先の賃貸借契約書の写し

⑤ 債務保証委託契約書の写し

⑥ 債務保証委託契約に基づき支払った保証料の領収書の写し

⑦ その他（該当する方のみ）

○障害者世帯に該当する方

障害者手帳の写し

○ひとり親世帯に該当する方

ひとり親世帯であることがわかるもの（児童扶養手当証書の写し等）

4 助成決定後、助成金を指定の口座に振り込みます。

＜助成金額＞家賃債務保証業者に支払った保証料の2分の1の額（最大3万円まで）

※ 保証料の助成は入居時のみで、更新時は対象になりません。

【お問い合わせ先】

〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区都市計画部住宅課居住支援担当

電話：03-5608-2816（直通）